

**C パターン** 家計急変者用

○申請に必要となるもの

該当	必要書類	備考	チェック
①	ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)申請書兼請求書【様式第3号(その2)家計急変者用】	記載例を参考に記入してください。	
②	申請者本人確認書類の写し(コピー)	申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等の写し	
③	受取口座を確認できる書類の写し(コピー)	通帳コピー等、金融機関名・口座番号・名義人を確認できるもの ※児童扶養手当またはひとり親医療費等助成の登録口座に振込む場合は不要です。	
④	臨時特別給付金の支給要件を確認できる書類	詳細は裏面をご確認ください。 ※児童扶養手当の認定、ひとり親家庭等医療費等助成制度の認定を受けている場合は不要です。	
⑤	簡易な収入(所得)額の申立書(申請者本人用)【家計急変者用】	申立書の注意事項に沿って令和2年2月以降の任意の1か月の収入状況を記載してください。  ※7月以降に④の支給要件に該当された方はその月以降の任意の1か月分	
⑥	収入額が確認できる書類	⑤に記載した内容がわかる書類 給与明細、年金の振込通知書、事業収入の方は帳簿等の写し	
⑦	簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)【家計急変者用】  ※申請者の父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹等と同居している場合扶養義務者となります。(申請者の方と住民票上は別世帯となっても、同じ家に住んでいる場合は原則対象となります。)	申立書の注意事項に沿って令和2年2月以降の任意の1か月の収入状況等を記載してください。 ※収入額申立書で基準額を上回った場合でも所得額申立書で計算すると基準を下回ることがあります。 ※収入が少なく、他の方に扶養されている方の分は作成不要です。	
⑧	収入額が確認できる書類(扶養義務者分)	⑦に記載した内容がわかる書類 給与明細、年金の振込通知書、事業収入の方は帳簿等の写し	

※ 児童扶養手当の認定またはひとり親家庭等医療費等助成制度の認定を受けていない場合は裏面もご確認ください。

表面④ 臨時特別給付金の支給要件を確認できる書類

1. 申請者・請求者の方が離婚していることにより申請する場合
<input type="checkbox"/> 申請者・請求者の方の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 対象児童全員分の戸籍謄(抄)本 * 交付から1ヶ月以内のもの * 申請者・請求者又は対象児童の戸籍のいずれかに離婚日の記載がされているものがが必要です * 対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで可
2. 申請者・請求者の方が未婚であることにより申請する場合
<input type="checkbox"/> 申請者・請求者の方の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 対象児童全員分の戸籍謄(抄)本 * 交付から1ヶ月以内のもの * 対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで可
3. 申請者・請求者の方が死別していることにより申請する場合
<input type="checkbox"/> 申請者・請求者の方の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 対象児童全員分の戸籍謄(抄)本 * 交付から1ヶ月以内のもの * 申請者・請求者又は対象児童の戸籍のいずれかに配偶者の死亡が記載がされているものがが必要です * 対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで可
4. 配偶者の障害を理由に申請する場合
<input type="checkbox"/> 配偶者が障害基礎年金(1級)を受給していることがわかるもの * 不明な点についてはお問い合わせください。
5. 申請者・請求者の方が1年以上遺棄されていることにより申請する場合
6. 配偶者が生死不明なことにより申請する場合
7. 配偶者が1年以上拘禁されていることにより申請する場合
8. 申請者・請求者の方がDVによる保護命令を受けていることにより申請する場合
* 状況により必要な書類が異なりますのでお問合せ下さい。